SNS及びWeb広告等を活用した移住定住促進プロモーション業務委託

公募型プロポーザル審査要領

（趣旨）

第１条　この要領は、SNS及びWeb広告等を活用した移住定住促進プロモーション業務における受託候補者を選定するためのプロポーザル審査方法について必要な事項を定めるものとする。

（審査の方法）

第２条　受託候補者選定の審査方法は、次に掲げるとおりとする。

（１）審査委員

審査委員は、SNS及びWeb広告等を活用した移住定住促進プロモーション業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱の定めるところによる。

（２）企画提案に関する審査

審査項目及び配点は、（別紙）評価点及び審査項目のとおりとする。

（３）審査の対象

審査の対象は、企画提案者からの提案書等の関係書類、プレゼンテーション、ヒアリング等とする。

（４）受託候補者の選定方法

各審査委員の採点の最高得点が最も多かった者を受託候補者として選定する。

（５）複数の最高得点者が生じた場合

最高得点が最も多かった者の数が同数となった場合は、各審査委員の協議によって順位を決定する。

（６）最低基準点

満点の６割を最低基準点とし、総得点が採点基準点を満たさない企画提案者は、受託候補者の対象としない。

（７）企画提案者が１者の場合の取扱い

企画提案者が１者のみであった場合でも、審査委員会を実施し、審査の結果、最低基準点を満たしていれば、受託候補者として選定する。

（その他）

第３条　この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、その都度協議の上、決定する。